

番 号	令和8年度(委託)第 号	仕 様 書					
工 事・製 造 物 件 名	名張市立病院臨床検査業務委託(検査分野2)						
場 所 又 は 品 名・数 量	名張市 百合が丘西1番町178番地 地内						
金 額	一金	円(税額	円)	_____			
履 行 期 間	令和8年8月1日から令和11年7月31日まで						
概 要							
・生理関係 1項目 ・細菌関係 20項目							

名張市立病院臨床検査業務委託（検査分野２）仕様書

1. 業務内容

「生理関係、細菌関係」に係る外部委託臨床検査業務

2. 契約期間及び契約方法

契約期間は、令和８年８月１日から令和１１年７月３１日までとする。また、契約方法は、別紙内訳の検査項目ごとの複数単価契約とする。

3. 必要な資格等

本業務を受託しようとする者は、検査の精度管理において次の要件を満たしていること。

- (1) 過去２年間で、国、公社、公団（独立行政法人、国立大学法人を含む）、都道府県（地方独立行政法人、公立大学法人を含む）、公立病院、又は病床数 200 床以上の民間病院において、検体検査業務を履行した実績を有すること。
- (2) 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号）第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき、衛生検査所【近畿または東海北陸厚生局区内に限る】の登録許可を受けていること。
- (3) CAP（College of American Pathologists:米国臨床病理医協会）または ISO 9000 シリーズのいずれかの認定を組織として受けていること。
- (4) 財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク制度による衛生検査所業務認定者であること。
- (5) 上記（3）（4）について、検査を実施するラボラトリーがそれぞれの認定を受けていない場合は、その基準に基づく検査を行っている旨の書類又はその写しが提出できること。
- (6) 現在採用している検査方法、基準値、単位の変更が必要な場合は、事前に名張市立病院臨床検査室に提出し承認を受けること。それに伴う全ての変更（基準値や単位等、それに伴うシステム変更）は、受注者の費用負担で行い、臨床側への資料配布や説明も受注者が行うこと。

4. 検体の集荷及び検査等業務内容

検査依頼や検査結果報告などの業務は伝票方式で、伝票作成に伴う費用は受注者の負担とし、令和 8 年 8 月 1 日の業務開始までに準備を完了すること。

- (1) 検体の引渡し場所 名張市立病院臨床検査室
- (2) 集荷体制

月曜から金曜(祝日・年末年始を除く)については、1日1便以上で15時まで、土曜日については、12時までに行うこと。なお、至急検査の場合は別途集荷を行うこと。

(3) 細菌検査により各種検体から検出される主要な細菌の分離頻度及びその抗菌薬感染性を継続的に解析収集・解析する厚生労働省の全国サーベイランス (JANIS) に提出するデータを院内で変換可能な状態で提出すること。

(4) TB/PCR MAC/PCR は、翌朝10時までに結果報告ができること。

(5) 検査結果報告

結果の報告にあたっては、当日報告分の結果が、当日午前10時までに、名張市立病院にて紙ベースでの報告書の打ち出しが可能なこと。

① 至急検査の対応ができること。ただし、この場合は電話により依頼を行う。

(ア) 抗酸菌塗抹検査 (蛍光法) 即日対応

(イ) 菌種 (MRSA・血液培養・食中毒菌) . . . 迅速対応

② 異常・パニック値が出た場合、直ちに報告すること。

③ 報告方法については、入札後に詳細を協議させていただきます。

(6) その他

① 各検査項目で示す数量は、参考数量であり、項目によっては依頼件数が大きく異なる場合もあります。

② 契約後であっても、院内の事情により検査項目の追加・削除が生じることがあります。

③ 検査法、基準値 (正常参考値)、単位などが現状と大きく異なっていると判断された項目については、換算値の報告書を作成すること。

5. 支払い方法

毎月の検査料を受注者の発行する請求書により、請求日から30日以内に支払う。

6. 秘密の保持・再委託

個人情報の取扱いに関する項目は、契約書の中で規定することとなるが、個人情報の提供を伴う再委託は原則として禁止する。しかし、やむを得ない理由により再委託を行う場合は、契約締結時に別紙 (測定方法・基準値・再委託の有無) を提出すること。なお、再委託先も受注者と同じ個人情報の保護義務を負うこととなる。

7. 検査単価の変動

契約期間中に薬価の改定や、やむを得ない事情により、検査単価を変更する必要がある場合は、双方協議し新たな単価を別途定める。

8. 検査の実施

受注者は、受注者が定める検査実施基準により依頼項目の検査を行う。

9. 委託の要領

- (1) 発注者は、検査の依頼項目、検査材料、採取方法、数量等必要事項を受注者が定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して受注者に交付する。
- (2) 発注者は検体を、受注者指定の保存方法で保存し、良好な状態で受注者指定の検体容器により、受注者に交付する。

10. 受託した検査の再委託

受注者は、本検査の一部を他の検査機関に再委託することができる。再委託する依頼項目および検査機関は、受注者が定める検査案内書(総合検査案内等)に明示する。

11. 免責事項

8の検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態、または検査の技術的限界、その他受注者の責めに帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、受注者は免責される。

12. 検体の取扱い

- (1) 受注者は発注者から交付を受けた検体を、本契約に定める検査の目的にのみ使用する。
- (2) 受注者は発注者から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、受注者が定める期間、検体を保管する。
- (3) 受注者は前項の保管期間を経過した検体を慎重かつ適正に処分する。